

附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
  - (1) 産地収益力向上支援事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9809号生産局長通知）
  - (2) 農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け17生産第8266号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）
  - (3) 大豆価格形成安定化事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9282号生産局長通知）
  - (4) いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第10574号生産局長通知）
  - (5) 大豆価格形成安定化事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9282号生産局長通知）
- 3 2による廃止前の通知に基づき事業を実施した者による当該事業の継続実施及び評価については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする

附則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。

- 2 平成26年度までに事業を実施した地区の事業の実施状況の報告及び評価については、なお従前の例により取り扱うものとする。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

#### 附則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正の前の産地活性化総合対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正の前の産地活性化総合対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日付け29生産第2300号及び平成30年3月27日付け29政統第1959号）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正の前の産地活性化総合対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 その他個別の事業に関して、附随的に規定すべき事項については各事業の実施要領の附則に定めるところによる。